

Vol.30

2009.5
May

京都

ケアマネ・ポート

KYOTO CARE MANE PORT

Contents

- 2 会長就任のご挨拶
- 3 役員紹介
- 8 平成20年度京都府介護支援専門員協議会 第2回総会報告
- 9 平成21年度京都府介護支援専門員更新研修開催のお知らせ
- 11 介護報酬Q&A
- 12 お知らせ・編集後記



会 長
上 原 春 男

会長就任のご挨拶

介護の社会化を謳い文句に発足した介護保険制度であります。もともと発足にあたり十分な準備ができておらず、厚生労働省（当時、厚生省）も走りながら修正を加えていく制度であるとの見解を示していました。このため、改定が行われるたびに現場は大きな混乱をきたしてきました。しかも改定の主たる目的は、介護費の抑制であり、結果、謳い文句の介護の社会化には程遠く、かつ介護職員の疲弊が続き介護職への定着率も低下の一途をたどっているのが現状であります。今回の改定においても、現場からは多くの問題点も指摘されており、また、初めての3%アップのプラス改定とはいうものの、実際には3%アップする事業所は少なく、むしろダウンする事業所もあり、舛添厚生労働省大臣がいう、介護労働職員の給与が1人当たり2万円程度アップに繋がるなどありえないことで、この発言に関しても介護現場の混乱を引き起こしています。

こういった中で、介護支援専門員はこれまで、介護保険運用の中心的役割を担ってきており、その職種の重要性は国民はじめ他団体にも認識されるようになってきています。また、介護支援専門員自身も、元職の副職的な考えから、本職的な考えへの変化がみられ、介護支援専門員という新しい職種であるにも関わらず、社会的に重要な位置を占めるようになってきています。

このため、介護支援専門員は常にスキルアップを求められ、現在では研修に次ぐ研修におわれ、実務プラス研修で多忙な日々を強いられている現状です。しかしながら、その一方で介護支援専門員の社会的地位、報酬等はその負わされている責任からは程遠いものと言わざるを得ず、改善を求めているかなければなりません。

ここで、必要になるのが、日本介護支援専門員協会であり、京都府介護支援専門員会であります。

会員の皆様方の間では、両会への入会に対するメリットが明らかでなく入会勧誘が困難であるのご意見がでていと聞いております。

しかしながら、日本介護支援専門員協会では、各都道府県支部の意見を聞きつつ、自由民主党政務調査会介護委員会のヒアリングで、木村会長が「介護支援専門員の現状とあるべき姿の提案」について意見を述べたり、厚生労働省の社会保障審議会介護給付費部会で意見を述べるなど、現場の声を行政に伝える役目を果たしております。

京都府介護支援専門員会は、京都府、京都市等行政との交渉や新規事業の打ち合わせ、また、行政への要望等を行い、介護支援専門員に関する事業が行政側からの意向のみで行われないよう、常に折衝しております。

日本介護支援専門員協会、京都府介護支援専門員会の存在意義はここにあって、両会がなければ、介護支援の現場の状況を政府、厚生労働省、京都府、京都市等に伝える手段をもたないこととなります。

その意味では、両会の存在意義は大きく、また、会員の皆様にはすでにメリットはあるといえます。

しかしながら、これらのメリットは会員一人ひとりに目に見える形のものでなく、また、非会員も同時にその恩恵に与ることになります。

したがって、今後は会員であることのメリットが会員の皆様の見える、たとえば、資格更新時や、京都市調査・ケアプラン支援事業、研修等に会員であればなんらかのメリットがあるなど会員のメリットの作成に努力してまいりたいと思います。

今後とも、これまで以上の皆様方のご指導、ご鞭撻、ご協力をお願い申し上げます。

役員紹介



副会長

北川 靖

役員に再任された北川です。医療や介護を取り巻く環境が一段と厳しさを増す状況下、会員の皆様には地域の高齢者や支援を必要とする方のために、献身的に尽力されていると存じます。

日本の社会保障が世界から高く評価され維持されてきたのは、従事している者の高い意識に支えられているところが大きいと考えますが、もはや限界に達しています。当会が、社会から要請される役割を果たすとともに、今後会員の就業環境を守るために一層努力していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。



副会長

清水 紘

厳しい経済状況の下、介護報酬の改定が実施される。3%のアップというものの試算ではマイナスの結果となるところが多いようだ。巷間月額2万円の給与アップにつながるとの前評判であったが、これでは定期昇給もままならない。新しい要介護認定調査もおかしな結果が出るとのことで、国も大慌てのようだし、介護療養病床の廃止や療養病床の再編計画も綻びは始めている。何もかもが狂いはじめている。今こそ京都から日本中に向けての意見を発信するときではなかろうか。



副会長

藤本 喜章

前回に引き続き、副会長という重責を仰せつかりました。今後も京都府民・京都市民の方々と会員の皆様の声を聞かせて頂き、共に考え、歩み、さらには関係機関・団体との連携を図り、会の発展と会員の拡大に努めてま

いりますので、今後ともより一層のご支援、ご協力、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。



副会長

山岸 孝啓

社団法人となり、ますます会に対して「質の向上の寄与」、「関係組織との円滑な連携」、「会員相互間の情報交換の場」については特にニーズが高いと思います。今、新しい要介護認定基準に基づく判定の理解や介護報酬改定解釈通知という新しいことの理解でお疲れの会員の方が多いと感じています。大変な課題の多い状況下ですが、生活を支える視点を大切にして、働く人と生活者の方の快いくらしの実現のために共に前向きに頑張りましょう。



理事

伊佐いく子

今年度より、理事を務めさせていただくことになりました伊佐と申します。

保健・医療・福祉の厳しい状況のなか、地域で安心して生活していただくためには質の向上、責任が重くのしかかり介護支援専門員が更に重要な役割を期待されてきます。先輩理事の方々とともに介護支援専門員会に役立つことができるように努めたいと思っております。よろしくお願いいたします。



理事

出野 平恵

出野です。

今回の新要介護認定制度には「軽度判定」が懸念されています。また、介護報酬の改定には、費用負担の増と利用控えが懸念されています。いずれも、「利用者の最善の利益」には了解不能の部分がありますが、今回の改定を次期改定に向けた船出と考えます。介護支援専門員の皆様が、より以上に想像力と創意力を発揮され、「利用者の最善の利益」追求の推進役としてご活躍されることを願っています。私も微力ながら皆様といっしょに努めさせていただきます。どうぞ宜しくお願いいたします。



理事

井上 基

介護支援専門員に求められる役割は、介護保険制度導入当初に比べると大きく変化してきました。ケアマネジメントのプロとして、知識や技術を深めることが求められますが、現任のケアマネジャーの個人的な努力だけでは限界があることも事実です。本会が、それらの求めに応えられる職能団体として機能できるように取り組んでいきます。

第9回近畿介護支援専門員研究大会は22年2月に京都で開催されます。会員の皆さん全員と共に創り上げていく大会でありたいと考えています。宜しくお願いします。



理事

上田 充子

悩みながらも誇りを持ちこの仕事に携わられておられる、多くの介護支援専門員の皆様と専門職としてのこれからの共に築いて行ければと思います。再任のご指名を受けましたがまだまだ未熟者です。どうぞよろしくご指導ください。



理事

片山 直紀

本年度より、南丹ブロックよりお世話になります。

近年、地域や自治体は、「認知症を理解し、地域で支え合おう」という活動が全国各地で拡がり始め、認知症の人に対する考えが大きく変化していこうとしています。

私達も今までのような「あきらめ対処型ケアマネ」ではなく、「認知症対応型ケアマネ」として新しい専門技術が求められており、本会として早急にケアマネの質の向上に向けて取り組んでいく必要があります。

地域や施設等において、皆さんと共に新しい認知症ケアを推進していきたいと思っておりますので、ご指導ご協力の程よろしくお願い致します。



理事

川添チエミ

この度、京都市北ブロックの代表として、理事を務めさせて頂くことになりました。ブロック担当理事として、現場と京都府介護支援専門員会をつなぐ役割をしっかり果たしていきたいと思っております。少しでも現場の声が会に届き、そこから日本介護支援専門員協会を通じて、制度運営に反映される活動を行うことが求められていると思っております。一人でも多くの方に参加してもらい、魅力ある会にしたいと思っておりますので、宜しくお願いします。



理事

木村 春香

今年度より、訪問看護ステーション協議会から理事として務めさせて頂くことになりました木村と申します。介護保険制度が始まり9年が経つ中で、制度や報酬が見直しをされ、その都度介護支援専門員に期待される場所も大きくなっていることを日々感じております。そういう中で介護支援専門員会がなすべき役割を勉強させて頂きながら、会員の皆様やいろいろな方々のご意見をお伝えする橋渡しとなればと思っております。微力ですが、どうぞ宜しくお願いいたします。



理事

吉良 厚子

京都府介護支援専門員会は、今年度、近畿大会の当番となっております。2府4県の介護支援専門員の方々にご満足いただけるような大会にできればと今から構想を練っておりますが、大会運営が上手くいくためには、是非とも京都府介護支援専門員の会員の皆様のお力を拝借したいと存じます。研究発表・運営スタッフ等々、どのような形でも結構ですので、ご協力いただければありがたいと思っております。何卒、宜しくお願いいたします。



理事

倉橋 伸恵

引き続き理事を拝命致しました。京都府北部丹後の地で北部らしい住民への支援のあり方を模索しております。医療と介護の連携が重要視される状況下で、地域住民をとりまくネットワークの中での介護支援専門員の役割、重要性を改めて実感しています。

微力ではありますが組織の更なる強化、現場の声を集約して届けるためにも頑張りたいと思いますのでどうぞよろしくお願い致します。



理事

兒玉 邦子

引き続き、当会理事を務めさせていただきます兒玉と申します。現在、地域に根ざしたサービスを目指し、地域密着型を立ち上げたところです。地域で最期のときまで暮らしていけるようなサービスを提供したいと思っています。利用者や介護職員の現場の声が発信できたらと思っています。どうぞよろしくお願い致します。



理事

小林 啓治

引き続きよろしくお願い致します。昨今の目まぐるしく変化する世界情勢の中で、日本においても高齢者の生活だけでなく、社会のセーフティネットのほころびが目立つこの時代に、本会の活動を通してケアマネの皆様とともに安心して住み続けられる京都にするための一助になれるよう頑張ります。



理事

佐藤 弘恵

今年度より理事をさせていただきます佐藤と申します。地域包括支援センターで専門職の一人として地域の方々と交流を持つ中で、介護支援専門員の役割の大切さ

を、また医療と介護の連携の重要性を日々感じております。

これからも引き続き介護支援専門員として実務を通して微力ではございますが、諸先輩方々のご指導をいただきながら頑張りたいと思います。どうぞ宜しくお願い致します。



理事

城下 直子

今年度より新しく理事を務めさせていただきます城下と申します。現場で働く介護支援専門員として、地域の利用者さんと共に寄り添いながら、最後まで安心して暮らせる環境作りを目ざしています。介護支援専門員として、医療との連携を有効にまた効率的に行えるように、微力ではありますが皆様のお役に立てるように頑張りたいと思っていますので、どうぞよろしくお願い致します。



理事

杉原 優子

今年度、理事を務めさせていただきます杉原と申します。現在、京都府介護福祉士会の副会長をしております。今後、介護を必要とする人が安心して望む暮らしを継続できるために、介護支援専門員との連携がますます重要となっています。微力ではございますが、本会会員の皆様のお役に立てるよう努力したいと思っています。どうぞよろしくお願い申し上げます。



理事

田中 寛彰

本年度より理事を拝命いたしました京都府歯科医師会地域保健担当常務の田中寛彰です。歯科医師会では昨年度『口腔サポートセンター』を設立し府・市民の歯と口の健康づくりの窓口として機能しはじめました。また京都市委託事業の『口腔機能向上教室』ならびに歯科医師会の『歯のひろば』等とあわせて府市民の歯を守る活動をさらに展開していきたいと思っています。本会会員の皆様のご指導ご協力よろしくお願い申し上げます。



理事

田邊 伸良

相楽ブロックで活動しています。

現場で日々努力されている医療・福祉職等の方々の声を少しでも反映し、また、日常業務に活かすことのできる情報を発信することで少しでも地域に貢献できればと考えています。見かけた際は気軽に声をかけてください。よろしくお願いいたします。



理事

内藤 雅子

居宅介護支援事業所の介護支援専門員の他に、母体病院のソーシャルワーカーと市の地域包括支援センタープランチを含む在宅介護支援センターの社会福祉士を兼任しています。日々の業務の中で、医療・介護を要する方にとって、地域と医療の橋渡しの重要性を実感します。今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。



理事

野稲 貞雄

今年度から新しく理事となりました。京都府地域包括・在宅介護支援センター協議会代表という立場ですが、母体施設を代表して京都府老人保健施設協会理事にも就任しております。

このたび当会の理事として、医療と介護の連携促進を通じ、利用者様やそのご家族の方々が安心して生活していただけるよう、微力ながら、精一杯頑張っております。どうぞよろしくお願いいたします。



理事

野田 啓子

今年度より理事を務めさせていただくことになりました。先輩理事の方々から学びながら責務を全うしたいと思っております。現場の会員の皆様の声が反映できるよ

うな会とのパイプ役になれるよう、微力ではございますが、頑張りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。



理事

藤井 さよ子

4月より介護報酬の改定、要介護認定の見直しが行われ、利用者への影響、費用の負担増が少なからずあります。私たち介護支援専門員は、利用者を混乱させないよう説明したり、調整が必要ですが情報が遅いため、現場も混乱しています。今後も、正確な情報を収集することが大事になります。介護支援専門員会として会員の皆様に役立つ情報を発信していきたいと思っております。また、皆様のご意見を反映させていけるよう頑張ります。どうぞよろしくお願いいたします。



理事

松本 善則

引き続き理事を拝命しました松本です。

介護保険施行から約9年を経て、制度の中だけでなく社会的にも介護支援専門員が定着し、今回の改正でも主任介護支援専門員の活躍の場の拡大をはじめ、様々な面において役割への期待の高まりが窺えます。このような中、更新研修の受託など、その職能団体としての(社)京都府介護支援専門員会に対する役割への期待の高まりも痛感しています。介護支援専門員の専門性と自律性を高め、更なる介護支援専門員の地位向上に向け、会員の皆様と共にごんばっていききたいと思います。



理事

真辺 一範

この度再任となりました社会福祉法人嵐山寮の真辺です。今期は「京都市地域包括支援センター・在宅介護支援センター連絡協議会」の組織を代表しての選出となりました。介護支援専門員を取り巻く環境も制度改定などで大きな影響を受けますが、とりわけ主任介護支援専門

員の養成と資質の向上がここ数年間の課題であると認識しています。現場の方々にとって実質的で役立つ活動を展開できればと願っています。よろしく申し上げます。



理事

南出裕美子

引き続き、理事を拝命いたしました。居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員、社会福祉士として、日々の業務や活動を行っておりますが、現場では、より質の高いケアマネジメントが求められているのを感じます。

少なくない事務量や、スーパービジョン体制の未成熟等、課題はありますが、会員の皆様と共に考え、行動していけたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。



理事

山口 万紀

今年度より新しく理事を務めさせていただきます。綾部市医療公社訪問看護ステーションで、専任ケアマネジャーとして勤務して8年目になります。現場の代表として、皆さんの声を届けたいと思いますので、気軽に声をかけて頂けると嬉しいです。この会がケアマネジャーにとって、支えになる存在になるように微力ですが、がんばりたいと思います。よろしくお願いいたします。



理事

山下 宣和

引き続き理事としてお世話になることになりました山下です。大変微力ではありますが介護支援専門員が誇り

をもって仕事ができるように、ひいては、府民の皆さんが要介護状態になっても安心して暮らせるように努めて参りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。



監事

河合 悟

今年度より、監事を務めさせていただきます河合と申します。

介護保険制度はまだ未成熟な制度であり、それを補ったり修正したりするためには、ケアマネジャーの声がとても大切だと感じています。

各種団体とも連携を図りながら、皆さんの生きた声を届けることによって、より良い制度につながっていけばと思っております。

よろしくお願いいたします。



監事

池田 文武

この度、監事に就任しました池田です。2年間理事をさせていただきましたが、在宅医療主体の日々の診療と医療・介護の連携に関わる仕事に忙殺され、理事会に殆ど出席できず、介護支援専門員関連の業務にも協力できないまま経過して、会長以下理事の方々にご迷惑をかけ申し訳ありませんでした。今後も地域における医療と介護の連携推進に努め、微力ながら当会にも貢献できればという思いでいます。よろしくお願いいたします。

平成20年度

京都府介護支援専門員会 第2回総会報告

平成20年度第2回総会を3月14日(土)に開催いたしましたのでご報告いたします。

日 時：平成21年3月14日(土) 14:00～15:10

場 所：京都府立総合社会福祉会館

出席者：1,021名（会場出席60名 委任状961名）
欠席909名、会員総数1930名

内 容：

【会長挨拶（藤本副会長）】

平成21年度の介護報酬改定が近づいた。今回は過去の2回のマイナス改定から一転してプラス改定となったが、利用者側からみれば利用料の値上げとなり、これまでと同量のサービスが受けられなくなる可能性がある。

本会は利用者の代弁者として区分支給限度額等に対して厚生労働省に対しパブリックコメントを提出した。

日本協会の会費値上げについては、昨年開催された総会において、会費未収の件、事業のスリム化について質問をしたが、明確な回答が得られなかったため、反対票を投じた。しかしながら、日本協会の介護報酬等に対する運動は評価できるものであり存在価値を否定するものではない。

組織力について大事なことは会員数であるが、一部会員からは「本会に入会してもメリットがない」といった声があるのも事実である。今後は目に見える形でのメリットを出していく必要がある。組織の強化は行政に対する発言力を増すことになるので、会員の増加に向けて皆

様のご協力をお願いしたい。

【議 事】

議 長：松本恵生、議事録署名人：田邊伸良、上村靖彦

第1号議案（平成21年度事業計画(案)について）

提案者＝北川副会長

第2号議案（平成21年度収支予算(案)について）

提案者＝藤本副会長

第3号議案（選挙規定の廃止について）

提案者＝小林理事

第4号議案（京都府介護支援専門員会理事・監事の選任について）

提案者＝藤本副会長

以上、第1号～4号のすべての議案については、原案通り可決された。

【特別講演】

「平成21年度介護報酬改定の概要について」

京都府健康福祉部介護・福祉事業課主査

高橋 俊行氏

「改定介護報酬の要点」

社団法人京都府医師会事務局地域医療課

尾崎 和雄氏

平成21年度

京都府介護支援専門員更新研修(専門研修【過程Ⅱ】) 開催のお知らせ

今年度の標記更新研修を下記日程にて開催いたします。

コース	月 日	時 間	科 目	研修場所
A 居宅北部 (定員120名) 4日間	5月22日(金)	10:00～16:00	特別講義・介護支援専門員の課題 サービス担当者会議演習 事例研究 事例研究	舞鶴勤労者福祉会館
	5月23日(土)	10:00～13:00		
	6月19日(金)	10:00～17:00		
	6月20日(土)	10:00～17:00		
B 居宅南部 (定員220名) 4日間	5月27日(水)	10:00～16:30	特別講義・介護支援専門員の課題 サービス担当者会議演習 事例研究 事例研究	京都テルサ
	6月1日(月)	10:00～13:00		
	6月10日(水)	10:00～17:00		
	6月16日(火)	10:00～17:00		
C 居宅南部 (定員120名) 4日間	5月27日(水)	10:30～16:30	特別講義・介護支援専門員の課題 サービス担当者会議演習 事例研究 事例研究	京都テルサ
	6月4日(木)	10:00～13:00		
	6月25日(木)	10:00～17:00		
	6月26日(金)	10:00～17:00		
D 施 設 (定員220名) 4日間	5月22日(金)	10:00～16:00	特別講義・介護支援専門員の課題 サービス担当者会議演習 事例研究 事例研究	舞鶴勤労者福祉会館
	6月1日(月)	10:00～17:30		
	7月13日(月)	10:00～17:00		京都テルサ
	7月14日(火)	10:00～17:00		
E 施 設 (定員220名) 4日間	5月27日(水)	10:30～16:30	特別講義・介護支援専門員の課題 サービス担当者会議演習 事例研究 事例研究	京都テルサ
	6月1日(月)	14:30～17:30		
	7月13日(月)	10:00～17:00		
	7月14日(火)	10:00～17:00		
F 居宅南部3 (定員120名) 3日間 現任研修対象者限定	12月8日(火)	10:00～16:00	特別講義・介護支援専門員の課題 サービス担当者会議・事例研究 事例研究	京都テルサ
	12月14日(月)	10:00～18:30		
	12月15日(火)	10:00～18:30		

介 護 報 酬

Q & A

平成21年度介護報酬改定について、大阪で開催された際の質疑応答の回答が厚生労働省老人保健課からあり、それが公表されましたので、その抜粋を掲載させていただきます。なお、全文については当会ホームページの会員専用ページにPDFにて掲載させていただいておりますので、ご参照ください。

通所リハビリテーションについて

Q. 個別リハビリテーションについて、自己都合（病欠等）により、デイケアの利用回数が8回未満になった場合に、個別リハビリテーション加算とリハビリマネジメント加算は算定できるのか。

A. 8回以上を計画していたが、自己都合等やむを得ない理由により8回未満となっても算定可能。

Q. 通所リハビリテーションにおけるリハビリテーションマネジメント加算において、算定要件に月8回の「通所リハビリテーションの利用」と明記されているが、ケアマネが作成する介護計画（提供票）上、月8回以上利用予定があれば算定できるのか。

A. そのとおり。

Q. 例えば、年末年始で事業所自体が休みや、感染症の対策から施設の利用ができなかったけど、月8回に足りなかった場合は算定できないのか。

A. 算定できない。ただし、8回以上を計画していたが、やむを得ない理由により8回未満となっても算定可能。

Q. リハビリテーションマネジメント加算の算定を行う為に、「事務処理の簡素化の観点から、月に1回評価を行うこととし、報酬額を再設定する」となっているが、具体的に月1評価とは、どのような評価のことか。また、書式はあるか。

A. 毎回の算定から、月1回の算定にした。「評価」については、従前より、医師、PT、OT、ST、看護職員、介護職員その他職種の者（関連スタッフ）がリハビリテーションに関する解決すべき課題の把握とそれに基づく評価を行うとされている。なお、書式等はない。

Q. 短期集中リハビリテーションマネジメント加算は退院（所）日又は認定日から起算して1月以内の期間は280単位、隊員（所）日又は認定日から起算して1月を超え3月以内は140単位と単位数に違いがあるが、個別訓練時間にも違いがあるのか。

A. 1ヶ月以内については40分以上、1から3ヶ月以内については20分以上の個別リハをおこなうことが必要。

Q. 短期集中リハビリテーションマネジメント加算を算定していることが条件であるが、リハマネ加算の8回に満たない月「利用開始月」「利用中止月」「本人の都合」などの理由で月8回に満たなかった場合、算定できないのか。

- A.** ①「利用開始月」については、8回未満でもリハマネ加算が算定可。
- ②「利用中止月(終了月)」については、8回未満の場合は、リハマネ加算は算定できないが、短期集中リハ等の個別リハについては算定可。
- ③8回以上を計画していたが、やむを得ない理由により8回未満となっても、リハマネ加算が算定可。

居宅介護支援費について

Q. 以前にあった担当件数35件を標準とする文言はなくなったと解釈し、故意に40件以上を担当したとしても、実施指導の対象にはならないのか。

A. 標準担当件数は35件のままであり、文言にも変更はない。36件を超えたところでただちに運営基準違反とするものではないが、故意に40件を担当することは好ましくない。なお、40件以上の部分については、報酬上の逡減制が運用される。

Q. 新規利用に関わらず、退院、退所加算を算定できる場合は、新規加算はとらずに点数の高い退院、退所加算を算定しても構わないのか。

A. 構わない。

Q. 認知症高齢者等や独居高齢者への支援等に対する評価の「独居高齢加算」における独居の定義や、年齢は何歳以上を高齢者と看做すのか。住民票等の世帯表記のある書類提出が必要か。その場合、二世帯住宅をどのように扱うのか。

A. 独居高齢者加算の算定の要件については、以下のとおりである。

当該加算は、利用者から介護支援専門員に対し、単身で居住している旨の申立てがあった場合であって、介護支援専門員が利用者の同意を得て、当該利用者が住民票上でも単独世帯であることの確認を行っている場合算定できるものとする。ただし、住民票による確認を行うことについて利用者の同意が得られなかった場合または住民票においては単独世帯ではなかった場合であっても、介護支援専門員のアセスメントにより利用者が単身で居住していると認められる場合は、算定できるものとする。なお、介護支援専門員のアセスメントの結果については、居宅サービス計画等に記載する。また、少なくとも月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者が単身で居住している旨を確認し、その結果を居宅サービス計画等に記載すること。なお、当該加算の算定対象については、居宅介護支援を受けている利用者であればよく、年齢による制限はない。

全日本病院協会「平成21年度介護報酬改定説明会(大阪)」
平成21年3月23開催より抜粋

お知らせ information

【平成21年度 第1回通常総会について】

平成21年度第1回通常総会を下記にて開催(予定)いたしますのでご予定ください。

右記、府民公開講座に続けて開催の予定ですが、詳細は後日改めてご案内いたします。

日 時：平成21年6月20日(土)
15:30～(15:00受付開始)(予定)

場 所：京都テルサ
(京都市営地下鉄烏丸線 九条駅下車)

【平成21年度 府民公開講座について】

平成21年度 府民公開講座を下記のとおり開催(予定)いたしますのでご予定ください。詳細は後日改めてご案内いたします。

公 演：認知症の理解と地域づくり(仮題)
認知症研究・研修 東京センター センター長
長谷川 和夫

日 時：平成21年6月20日(土)
13:30～(13:00受付開始)(予定)

場 所：京都テルサ
(京都市営地下鉄烏丸線 九条駅下車)

【アンケートのお願い】

当会では会員の皆様に職能団体としての会員メリットをより感じていただけるよう、皆様の声をお聞きし今後の運営に役立てたいと考えます。同封のアンケートにご協力ください。

【住所・氏名・勤務先等を変更された方へ】

住所・氏名・勤務先等を変更された方は、「住所・氏名・勤務先等変更届」をご提出いただきますようお願いいたします。変更届の用紙をお持ちでない場合は送付させていただきますので、事務局までご連絡ください。

【研修等のお知らせについて】

研修等のご案内はホームページの会員専用サイトに順次掲載いたします。

【介護認定調査員の募集について】

京都市介護認定調査員を募集しています。詳細は事務局調査担当係
TEL.075-254-3969までお問合せください。

【京都府共通医療連携加算情報提供用紙について】

京都府医師会と京都府介護支援専門員会と共同で、医療連携加算算定時に使用する京都府共通の情報提供用紙を作成いたしましたので、一緒に封入しております。
また、ホームページにも掲載しておりますので、ご活用いただければと存じます。

【日本介護支援専門員協会代議員選挙・補欠代議員選挙のお知らせ】

日本介護支援専門員協会代議員選挙・補欠代議員選挙について。
同封別紙チラシをご覧ください。

編集後記

新しい年度が始まりました。

今年度は、報酬改定を受けて、確実にやりこなしていく年です。そして、次期改定に向けて検証していく年でもあります。今回、居宅介護支援費には多くの加算が設定されました。加算の算定ができるものは、積極的に算定することが望ましいと思われませんが、加算を算定するために行動するのではなく、行動した結果を算定するということがより望ましいのではないかと思います。つまり、結果は後からついてくるということだと思います。

さて、私事ではありますが、4月29日の日本介護支援専門員協会の総会で、理事に選出され、常任理事となりました。今後は、滅私奉公に徹する所存でございます。何卒、ご支援のほど、よろしくおねがいいたします。

また、(社)介護支援専門員会でも理事を務めさせていただきます。今年度は、近畿大会の当番にもなっております。会員の皆様のご協力なしには、運営できないと思っております。何卒、ご協力のほどよろしくおねがいいたします。(吉良)

京都ケアマネポート30号

2009年5月10日発行

発行人 上原 春男

発行元 社団法人 京都府介護支援専門員会

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町375 京都府立総合社会福祉会館7階
TEL. 075-254-3970 FAX. 075-254-3971
E-mail: kyotocaremane@wine.ocn.ne.jp